

新たな観光振興財源の検討について

令和7年度 地域別意見交換会
令和7年7月

長崎県 文化観光国際部 観光振興課

新たな観光振興財源検討にかかるこれまでの議論や意見

●概要

- ・観光施策のさらなる充実・拡大やその推進に必要な安定的な財源について、県議会や観光審議会からご意見をいただき、これを踏まえ、検討に向けた、宿泊事業者(県旅館ホテル生活衛生同業組合)との意見交換を実施いたしました。



[意見交換]

- ・今後、さらなる観光振興を推進する必要性について、関係者との認識を共有
- ・方向性や具体的な取組、それに必要な財源については、今後、関係者一体となって丁寧な議論が必要

県議会

- ✓ 観光振興施策を充実させ、国内外からの誘客拡大の取組を進めていくためには、安定的な財源の確保が不可欠。宿泊税を含め、新たな財源を検討していく必要があると考える。
- ✓ **観光振興は重要な施策だが財源には限界**がある。県として宿泊税導入に向けた議論を進める必要があると考える。

観光審議会

- ✓ 地域の事業者にいかに儲けていただくかといった視点から、その役割を担うDMOのための安定財源として宿泊税のような検討もあるのではないか。
- ✓ インバウンド増加への対応など、今後の観光の持続可能性に寄与する施策に活用する財源として宿泊税などの「観光客から得る財源」の新設は検討の余地があるのではないか。

宿泊事業者

- ✓ 宿泊客への負担を求めていくことになれば、やはり使途を明確に、どのようなことに使うかといったことが整理することが重要だろう。
- ✓ 組合内ではアンケート調査も実施中
- ✓ 事業者の中には、宿泊税には反対といった方もいるので、丁寧に議論をしてもらいたい。



- ✓ さらなる検討を深めるため、**観光審議会の中に有識者からなる「観光振興財源専門委員会」を設置**いたしました。
⇒専門委員会からの報告を受け、最終的には観光審議会から県へ答申する形で進めることとなっております。

●第2回観光振興財源検討専門委員会結果

- 新たな観光振興財源として「宿泊税で制度設計を行い、今後、市町などの意見も聞きながら検討を進めていくことが適当」という方向性が示されました。



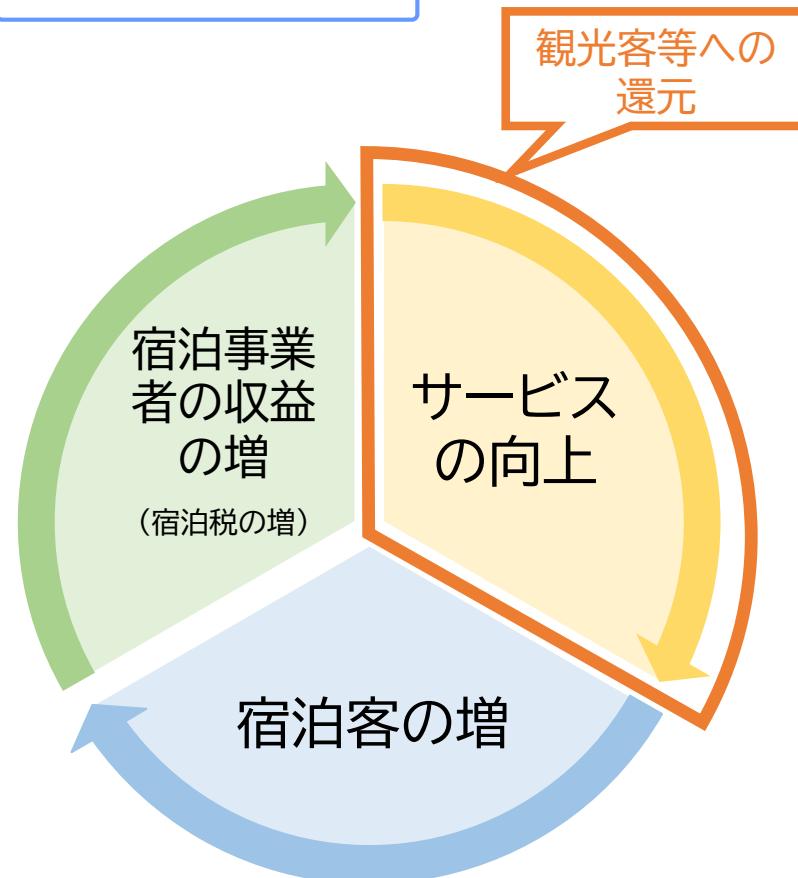
宿泊税とは …

- 観光振興施策に要する費用に充てるため、宿泊施設への宿泊行為に課税、宿泊者から一人一泊あたり概ね数百円を徴収
- 令和7年5月末時点で、3都府県9市町村にて導入済、その他総務大臣同意済み自治体が12団体あり
※全国的にも60を超える自治体が検討中

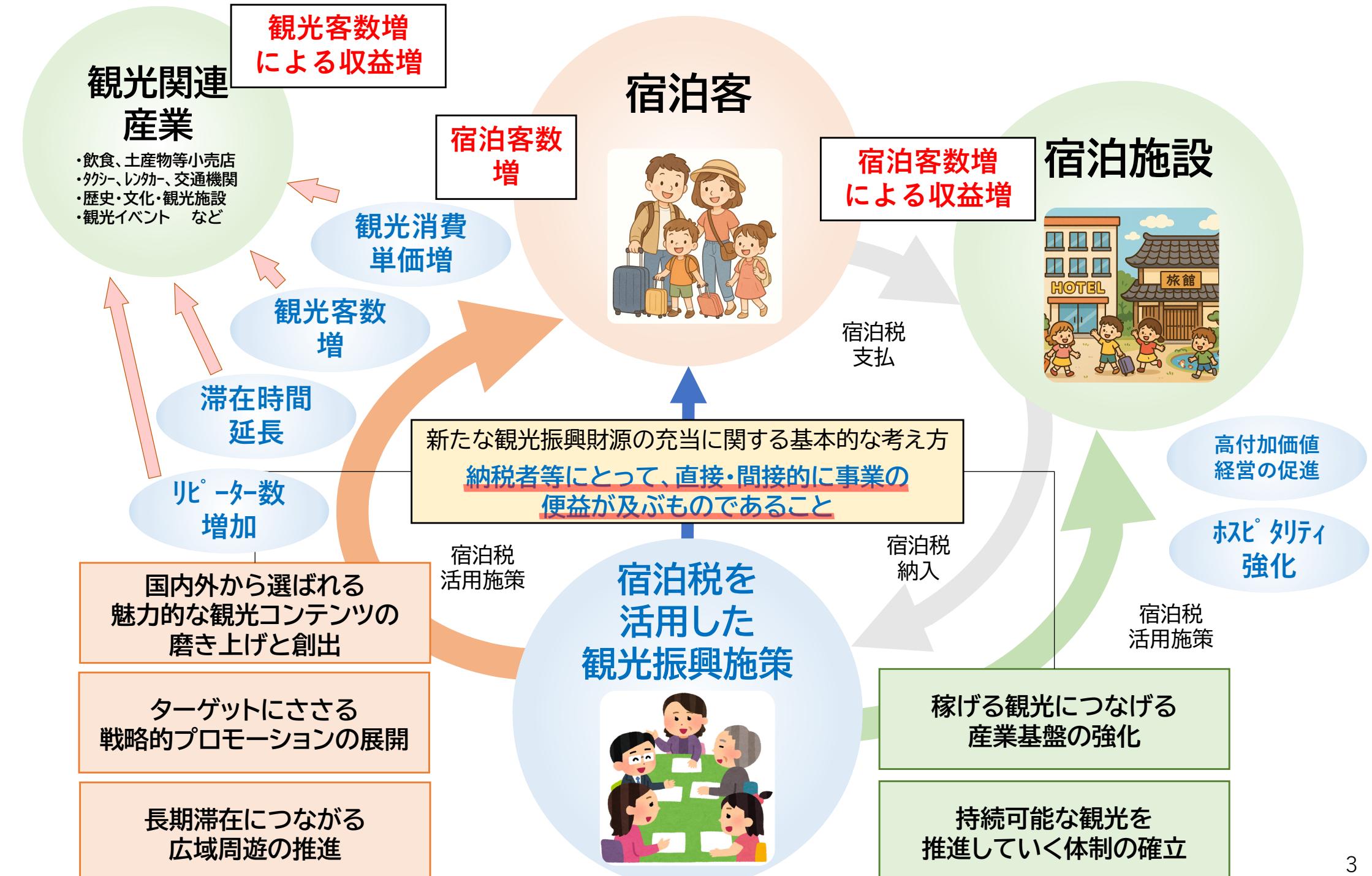


観光客等の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる観光客等の増加を図ることで新たなサービスを提供する好循環のサイクルを目指します。(右図参照)

●好循環のサイクル



宿泊税導入と宿泊税を活用した観光振興施策のイメージ



宿泊税の税額(他県・長崎市の事例)

○他県の事例としましては、下表のとおり100円～300円の範囲の税額となっております。

○県内で宿泊税を導入しております長崎市は、宿泊料金を3段階に区分し、その区分により100円～500円の税額となっております。

●他県・長崎市の事例

自治体名・導入時期	宿泊料金（人泊）	税額（円）	R5決算額（百万円）
東京都 (H14.10.1)	10,000円以上15,000円未満	100円	4,399
	15,000円以上	200円	
大阪府 (H29.1.1)	7,000円以上15,000円未満	100円	2,510
	15,000円以上20,000円未満	200円	
	20,000円以上	300円	
福岡県 (R2.4.1)	(金額に限らず)	200円 (福岡市内又は北九州市内のみ50円)	1,733
宮城県 (R8.1.13)	6,000円以上	300円 (仙台市内のみ100円)	
広島県 (R8.4.1)	6,000円以上	200円	
長崎市 (R5.4.1)	10,000円未満	100円	297
	10,000円以上20,000円未満	200円	
	20,000円以上	500円	

宿泊税を活用した事業（先行自治体の事例）

福岡県

受入環境の充実



ベッドをダブル1台からシングル2台に変更、客室単価向上



ユバーサルツーリズムの推進(障がい者の駐車スペース等、具体的な対応についてアドバイザー派遣により助言)

観光資源の魅力向上



イカ王国
筑前玄海イカフェア



広域観光バスツアーの造成



体験コンテンツ
(森林浴 + α)の開発



台湾のサイクリスト向け
旅行商品の造成

効果的な情報発信



「ふくおか平日おトク旅」観光
キャンペーンの実施



海外での現地旅行会社
との商談会

観光振興の体制強化



DMO登録に向け、県内観光協会
からの草案対応や専門家派遣を行
うワンストップ支援窓口の設置



宿泊税交付金を活用した市町村の観光
振興施策
(左:新幹線車両基地を見渡せる公園の整備、
右:観光資源の「花」を活かした体験コンテンツの造成)

長崎市

訪問客へのサービス向上・消費拡大



サステナブルツーリズム
における体験コンテンツ
(一例)



ナイトエコノミー
採択事業

訪問客への情報提供



「Travel nagasaki」における情報提供

観光施設などの受入環境整備



世界遺産ビズターセンターのデジタル
映像導入等による展示リニューアル

緊急時の対応等

観光交流基金積立金

宿泊税を活用した事業（先行自治体の事例）

金沢市

まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興



かなざわの用水の価値創造・発信
(川床の設置やライトアップなどの社会実験を実施)



雪吊りによる冬の街路樹や公園樹木の
魅力向上(写真:金沢駅兼六園口)

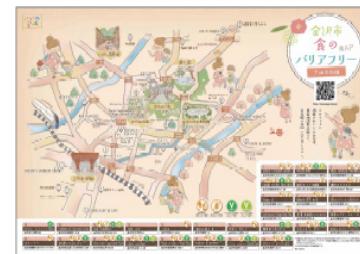


芸妓文化や茶屋文化の継承への支援
(左:ひがし茶屋街、右:にし茶屋街)

観光客の受入環境の充実



文化観光の推進:モニターツアーの
実施(若手作家ツアー(友禅))



食のバリアフリーマップ(ベジタリアン、
ビーガン、生活習慣などに対応)

市民生活と調和した持続可能な観光の振興



公共交通キャッシュレス
決済の導入



快適で美しいまちづくりのため
の指導を強化(「ぽい捨て等防止
啓発指導員」の巡回・指導)



宿泊施設従業員を対象とした金沢ゲストセイバー講習



救命講習受講証明章

能登半島地震の復興に向けた緊急経済対策



能登応援・震災復興キャンペーン
(写真:能登物産展)

能登避難者の飲食支援
(観光客の減少の影響を大きく受けた飲食店の支援含む)

宿泊事業者の懸念点等に対する先行自治体の負担軽減策等の事例

宿泊事業者の懸念点等

《徴収》

○徴収事務の煩雑さ

・宿泊客への説明・徴収・トラブル対応などフロントの負担

○システム改修に係る経費の負担

○宿泊者からのクレーム対応

・フロントでのトラブルやカスハラ

○スタッフの配置（人手不足）・研修

・クレーム対応など、なり手不足の業界でさらに人材確保が厳しくなるのではないか。

・宿泊者への説明がうまくできない。

《申告・納付》

○申告・納付など事務負担の増加

《その他》

○宿泊者が減少するのではないか。

・宿泊税を導入していない隣接する県へ宿泊客が流れてしまうのではないか。

・導入することでイメージが悪くなるのではないか。

・リピーター客の宿泊頻度や消費額が減少するのではないか。

先行自治体の負担軽減策等の事例

《徴収》

●特別徴収義務者交付金の創設

●リーフレットや三角POP等広報媒体の作成

●システム整備費用への助成

●相談体制の構築

・徴収開始後、一定期間、カスタマーセンターを設置

●求職者と宿泊事業者をマッチングするための合同就職説明会の実施

●宿泊税導入前の宿泊事業者向け説明会の実施



《申告・納付》

●eLTAXを活用した電子申告・納付



《その他》

●長崎市、福岡県、大阪府について、宿泊税導入前後の延べ宿泊者数を比較したが、コロナ禍を除き減少している自治体はない。



専門委員会の主なご意見

《観光振興財源の活用》

- 観光振興施策の推進は重要であり、新たな財源は既存の観光予算の財源への振替ではなく $+ \alpha$ となるような制度としていただきたい。

《使途の明確化》

- 宿泊事業者や納税する宿泊者の理解を得るためにも、使途を明確にしてほしい。

《制度設計》

- 先行自治体の事例（現状と課題）を踏まえた制度設計が必要。
- 離島を抱える長崎県の特性を踏まえた制度設計（離島住民への免税等）の検討が必要ではないか。
- 離島住民の通院など目的別に宿泊税を免除する場合、宿泊事業者が判断するのは困難。
一旦納税いただいて別の施策で支援することも考えられる。

《先行自治体との調整》

- 宿泊税導入には総務省の同意が必要。
長崎市が先例となることから財政需要などしっかりと調整を進めることが重要。

《制度に対する関係事業者・県民の意見》

- 事業者が理解して賛同することが前提であり、事業者の意見を聞きながら進めてほしい。
- 長崎県民のためになるような制度とすべきであり、事業者だけではなく広く県民にも意見を聞いてはどうか。

▶ 本日皆様にご意見いただきたいこと

✓宿泊税の導入に向け、以下の事項について皆様のご意見をお願いします。

①宿泊税の使途

納税者等にとって、直接・間接的に事業の便益が及ぶ施策への活用を検討中であり、
具体的にはどのような活用が望ましいか。

②宿泊税の徴収金額

税額によって宿泊税を財源とする観光振興事業予算の規模が変わるが、どの位の金額が適当か。

③上記①②のほか宿泊税の導入全般について

宿泊税の免除する対象、宿泊税を導入するまでの要望 など

【参考】延べ宿泊者数の月別内訳（令和5年県観光統計）

●県全体(732万人泊)

